

2022年11月11日

東京都教育委員会
教育長 浜 佳葉子 殿

東京都医療的ケア児者親の会
代表 福満美穂子

要望書

平素より、医療的ケア児者と家族の支援について施策をご検討いただき、誠にありがとうございます。

2021年9月施行の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(以下、「支援法」)により、医療的ケア児と家族の支援に関し国や地方公共団体の責務が明記されるとともに、基本理念として「医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えること」や「医療的ケア児及びその保護者の意思を最大限に尊重」すること、「医療的ケア児及びその家族がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすること」などが規定されました。私たちは、本法が遵守されることで、医療的ケアが必要でも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、インクルーシブな社会が実現することを切望しています。

東京都ではこれまでも、医療的ケア児の通学手段の確保や保護者の付き添い問題など、課題解決のための取り組みを進めていただいております。しかし、「親の付添いなくあらゆる学校生活を送れる体制構築」においては課題が残されたままで、医療的ケア児者と家族がインクルーシブ社会を実感するには、なお道半ばであり、その改善に向けた対策が早急に求められています。「支援法」の理念を具体的な施策に結実させるため、下記の要望について実現にむけた取り組みをお願いいたします。

【要望項目】

1. 学校看護師不足の解消、及び適切な配置と業務内容の見直し
 - ・年々増加する医療的ケア児に対応するため、常勤看護師を増やしてください。また、非常勤看護師だけでは人数がいても十分な看護体制がとれない現状があります。総合非常勤の整備も行っていました。一般の非常勤でも長期間勤めていただけるよう、また長時間勤務も可能なように、採用時の条件を整備してください。さらに、通学や校内で医療的ケアを担う十分な看護師人数確保のため、民間事業所等と契約をするなど対策を早急に講じてください。
 - ・看護師が不足する状況が続く中、学校でのケアの担い手を増やす為、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行う事ができる者の学校への配置を積極的に進めてください。また、医療的ケアの担い手として配置されている福祉職の人数についても教えてください。

(参考)支援法 第十条の3

- 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
- ・看護師の業務内容を見直し、現状教職員がおこなっている体調の管理や観察は看護師の業務としてください。

2. 学校看護師による校外学習や宿泊学習等でのケアの実施

- ・児童生徒の体調が安定している場合には、呼吸器使用の場合でも、保護者の付添いなしで校外学習や宿泊学習等に参加できるよう、ガイドラインを見直してください。
- ・校外での看護師確保が不可能な場合は、親の代理人付き添いに係る費用の負担補助をお願いいたします。

(参考)支援法 第十条の2

学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3. 都立学校で実施対象とする医療的ケアの項目の追加や、既存の項目の内容の適切性を検証する場の設置

- ・在宅生活で実施する医療的ケアには、都立学校で実施対象となっていない項目もあります。そのような項目について保護者が学校での実施を要望する場合、その要望を受け付け、専門的かつ中立的な立場から検討する場を設置してください。
- ・既に都立学校で実施対象となっている医療的ケアの項目でも、学校が制約を設けて実施しないケースがあります。そうした学校の判断が適切であるかどうか、個別に主治医や訪問看護ステーションの看護師等と連携して検討する場を東京都で設けてください。

4・タクシー代立替の負担軽減

- ・現状、タクシー代の助成は就学奨励費で賄われておりますが、就学奨励費の要綱にもとづき4か月分を立て替える必要があります。距離や通学回数によっては費用が高額になるため、通学の回数を減らさなければならないケースもあります。タクシー代立替の負担軽減のため、福祉タクシー会社と東京都が契約をするなど新しい仕組みづくりをお願いいたします。
- ・また、医療的ケアバス乗車が認められない期間でも、保護者同乗のうえ医療的ケアバスの利用を認めてください。

以上